

## 板橋区版 Corporate Identity に関する要綱

平成 29 年 4 月 1 日 区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区版 Corporate Identity (以下「板橋区版 C I」という。)における各種シンボル及びロゴ等 (以下「基本エレメント」という。)の効果的な活用方法に関し、必要な事項を定めることで、板橋区 (以下「区」という。)のブランド向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「板橋区版 C I」とは、企業戦略として用いる C I の理念を、地方自治体である板橋区において導入し、区民とのコミュニケーション力を向上させていくため、情報発信の統一化を構築することをいう。

2 基本エレメントは、別表のとおりとする。

### (基本エレメントの運用方針)

第3条 基本エレメントの使用者及び使用目的は次のとおりとする。

(1) 使用者は、次のとおりとする。

ア 議決機関である区議会並びに執行機関である区長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員並びに議決機関、議決機関及び執行機関の補助機関及び執行機関の附属機関

イ 指定管理者、板橋区町会連合会、板橋区産業連合会、板橋区商店街連合会、各商店街・町会・自治会、区が出資又は協定締結等を行う団体並びに区との共催及び後援を受けて事業を行う団体

ウ その他特に区長が適当と認める者

(2) 使用目的は、行政目的又は区の魅力及び活力の向上に資するものに限る。

### (使用手続き)

第4条 基本エレメントを使用しようとする者は、使用開始予定日の10日前までに「板橋区基本エレメント使用承認申請書」(別記第1号様式)により、広聴広報課長に申請しなければならない。ただし、紋章の使用に関する手続等は総務部総務課の所管とし、広聴広報課長の合議を要する。

2 前項の規定による申請に際しては、所管課長の発意により、申請するものとする。

3 第3条第1号イ及びウに掲げる者が使用しようとする場合は、所管課において使用方法を確認し、別記第1号様式を提出するものとする。

(使用承認)

第5条 広聴広報課長は、前条の申請があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、基本エレメントの使用を承認するものとする。

- (1) 板橋区の信用や品位を傷つけるおそれがあるとき
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用のおそれがあるとき
- (3) 基本エレメントを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (6) 前各号のほか、基本エレメントの使用を不相当と認めたとき

2 前項の規定による承認または不承認は、「板橋区基本エレメント使用承認・不承認通知書」(別記第2号様式)により、関係する課を通じて行うものとする。

3 広聴広報課長は、基本エレメントの使用を承認するにあたり、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 基本エレメントの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 基本エレメントを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認通知書における指示条件に従うこと
- (2) 使用の用途・デザイン・レイアウト等を、発行前に広聴広報課へ提出すること
- (3) 基本エレメントを他人に譲渡し、又は転貸しないこと
- (4) 基本エレメントを変形し、又は指定外の配色や異なる方法で使用しないこと
- (5) 規格外の展開、一部使用、二次使用等及び応用使用はしないこと

(使用期限)

第8条 基本エレメントの使用期限は承認通知書に記載された期間とする。

(使用中止の届出)

第9条 基本エレメントの使用の承認を受けたものが、事業の中止・終了等により、当初の予定期間より早く使用を中止したときは、速やかに関係する課を通じて広聴広報課長あ

て申し出なければならない。

(承認の取り消し)

第10条 広聴広報課長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 基本エレメントの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広聴広報課長が不相当と認めたとき

2 前項の承認の取り消しは、「板橋区基本エレメント使用承認取消書」(別記第3号様式)により行う。

(損害賠償の責任)

第11条 区は、基本エレメントを使用したこと又は使用できなかったことに係る損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 各課において制作された事業シンボル、イベント・シンボル、ロゴ、キャラクターマーク等については、各課の所管とする。区が運営又は運営の一部を担う事業において制作された場合も同様とする。

2 前項の事業シンボル、イベント・シンボル、ロゴ、キャラクターマーク等については、デザイン統一の観点から、広聴広報課にて把握するため、「板橋区各課キャラクターマーク及びロゴ登録申請書」(別記第4号様式)により、広聴広報課長あて届け出る。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 基本エレメントの図柄と用途 (第2条関係)

紋章は総務部総務課の所管とし、その他の各種ロゴ、シンボル等は広聴広報課が所管する。

図柄	名称	用途
	紋章	区旗、表彰状、建築物、公共施設表示板、区発行の証明書、歴史書等に使用する。使用の際は、総務課の承認を要する。
	オフィシャル・シンボル (区の鳥・花・木)	区制度80周年を記念して作成。紋章に準じるシンボルとして、記念誌、名刺・封筒等に使用する。
	コミュニケーション・シンボル	基本構想策定に伴い、平成27年度作成。各種行政計画書に必ず使用し、「いたばし No.1実現プラン」で位置づけられた施策や主な取り組み、プレス発表等で使用する。
	漢字ロゴ	区が発行する刊行物、名刺・封筒、パンフレット、ポスター・チラシ、ホームページ等の広報媒体に使用する。
	ひらがなロゴ	「広報いたばし」「職員報いたばし」に限り使用する。ただし、ひらがなロゴを使用することに合理的な理由がある場合には、広聴広報課の承認の上、使用する。
<b>ITABASHI</b>	英字ロゴ	外国語圏とのコンタクトが想定される場合に限り、使用する。
	橋のロゴ	英字ロゴの1つとして、海外渡航や国際会議等、国際的な交流が想定される場合に限り、使用する。  は、単独では使用しない。